

# 治山事業の造林工事に係る指名競争入札

## 参加者資格審査申請書（指名願）の提出要領

令和5・6年度において、石川県が実施する治山事業の造林工事に係る指名競争入札に参加ご希望の方は、下記事項に留意のうえ必要書類を提出してください。

### 記

#### 1 指名願を提出することができる者の範囲

次のいずれかに該当する者は、指名願の提出をすることができません。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった日以後2年を経過しない者。
- (3) 営業に関し、認可、許可、登録等を必要とする場合において、これらを得ていない者。
- (4) 指名願提出日の1月前までに納期限の到来した県税（個人県民税を除く。）を完納していない者。

#### 2 申請方法

原則としてインターネットによる申請を行ってください。

（操作・入力については、電子申請マニュアルを参照してください。）

\* 申請は土、日、祝日を除く平日8時から20時まで可能です。

（ただし、システムのメンテナンス等により申請できない時間があります）

なお、やむを得ず書面で申請をする場合、県内に主たる営業所のある方は、その営業所を所管する農林総合事務所管理部まで事前にご連絡ください。（「11提出先」を参照してください。）

#### 3 提出書類

インターネットによる手続きを行っただけでは、申請は終了していませんので注意してください。下記(1)～(9)の書類を提出してください。

- (1) 指名競争入札参加者資格審査申請書（第1号様式）

\* 書面で申請をする場合のみ

- (2) 完成工事高明細書（第2号様式その1、その2）

- (3) 職員数等調書（第3号様式）

- (4) 納税証明書（石川県に納付すべき県税にかかるもの。（個人県民税を除く。）  
また、証明税目が「県税全般」で、申請日の1ヶ月前以降に発行されたもの。）

\* 土木部の建設工事等競争入札参加資格審査申請をしている場合は不要。

- (5) 審査資料（第4号様式）

- (6) 役員名簿（別紙様式）

\* 土木部の建設工事等競争入札参加資格審査申請をしている場合は不要。

- (7) 参考資料

- (8) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個人で財務諸表を作成していない場合は所得税申告決算書など）

(9) 委任状（委任代理人を定める場合。県外業者のみ該当）

#### 4 提出部数等

- (1) 正本、副本及び写し各1部、計3部を提出してください。ただし、(5) 審査資料（第4号様式）、(6) 役員名簿（別紙様式）及び(7) 参考資料にあつては各1部を提出してください。
- (2) 申請にあつては記載事項について説明のできる方がお越してください。
- (3) 文字は全て楷書で、黒もしくは青インクのペンまたはボールペンで明瞭に書いてください。また、正本には複写機による写し（コピー）は使用しないでください。
- (4) 申請書は提出書類（2）から（9）の順に編てつし、ホッチキス留めとしてください。（割印は不要です。）ただし、(5)、(6)、(7)にあつてはとじ込まず、別個に提出してください。なお、書面により申請する場合は提出書類（1）から（9）の順に編てつし、ホッチキス留めとしてください。（割印は不要です。）(5)、(6)、(7)にあつてはとじ込まず、別個に提出してください。
- (5) 副本は審査終了後、申請者の控えとして返却します。

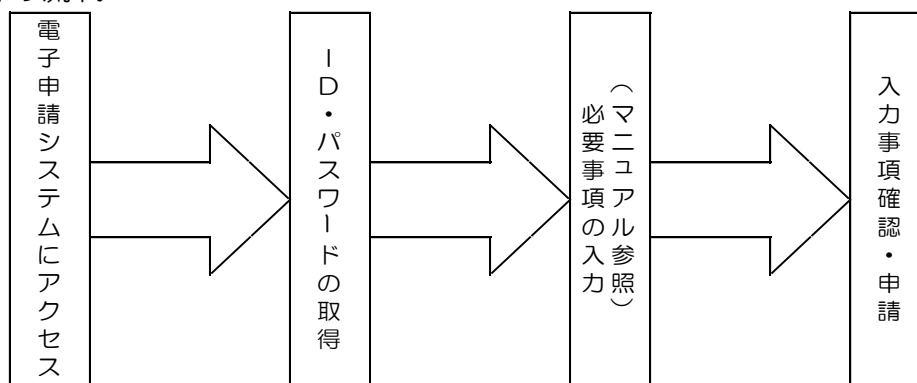
#### 5 提示書類

申請書類確認のため、次の書類を必ず持参してください。審査の際、必要に応じて写しをとらせていただくことがあります。

提示書類	説明
契約書等 （原本）	・ 完成工事高明細書に記載した工事の全ての契約書（請書、注文書、その他工事施工を証する書面を含む。）を記載順に提示してください。
資格証明書等 （原本）	・ 職員数等調書及び審査資料に記載した資格等の証明書（なお、参考資料にかかる証拠書類の提出は不要です。）
その他	・ 技術職員及び作業員人数が確認できる書類 ・ 営業年数等が確認できる書類 ・ 高性能林業機械を保有していることが確認できる書類等 ・ 前回の資格審査申請書の副本（審査の参考資料として使用。）

#### 6 インターネットによる申請

(1) 申請の流れ



\* 詳しくは「電子申請マニュアル」を参照してください。

## (2) 注意事項

- ① インターネットによる手続きを行っただけでは、申請は終了していません。必要提出書類を県に提出してください。（「3 提出書類」を参照）県に提出された書類を審査、確認のうえ申請受理となります。
- ② 入札参加資格申請システムを利用するにはユーザーIDとパスワードが必要となります。ユーザーIDとパスワードを持っていない場合はマニュアルに従って取得してください。

## (3) 電子申請に関する問い合わせ先

- ① システム全般（操作方法、設定、動作トラブル等）

電子調達コールセンター（平日9時～18時）

TEL：0570-011311

- ② 申請内容に関すること

最寄りの農林総合事務所（平日9時～17時）（「11 提出先」を参照）

\* 土・日・祝日のお問い合わせは出来ませんのでご了承願います。

## 7 書面による申請

インターネットによる申請を原則としますが、電気通信機器等が整備されていない等のやむを得ない理由がある場合は、書面で申請することができます。ただし、申請する農林総合事務所等に事前に電話連絡が必要です。（「11 提出先」を参照）

## 8 提出書類記入上の注意事項

【指名競争入札参加者資格審査申請書】※書面により申請する場合のみ

- (1) 照合欄は記載不要です。
- (2) 申請年度は、令和5・6年度としてください。

【完成工事高明細書】

- (1) 審査基準日（令和4年10月1日）の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（事業年度が2年に満たない法人にあっては直前の1事業年度分）の県内の事業における完成工事高について記載してください。
- (2) 工事別表は、工事区分毎、事業年度毎に別葉として作成し、総括表の発注区分順に従い記載し、発注区分毎に小計を出してください。また、下請工事に関しては、1件の金額が200万円未満のものにおいては、一括計上して構いません。なお、請負代金の額は消費税額を抜いたものを計上してください。（千円未満切り捨て）

事業区分	工事内容
造林事業	造林事業で行われる新植・補植、雪起こし、下刈り、枝払い、つる切り、除伐、枝打ち、間伐（いしかわ森林環境基金事業による強度間伐等を含む）、松くい虫伐倒駆除、その他前記に付帯する階段工事や管理歩道開設工事等。（線下伐採、工事に伴う支障木伐採等は除く）

治山事業の造林工事	<p>防災林、水源かん養林及び生活環境林等の整備を図ることを目的として行われる治山事業で、</p> <p>① 植栽（新植・改植・補植等）</p> <p>② 保育（下刈り、追肥、雪起こし、除伐、つる切り、枝落とし、本数調整伐等）</p> <p>③ 簡易施設の設置等の工事（植栽及び保育工事に伴う簡易な治山施設のうち、防風工、防風垣、静砂垣、堆砂垣、階段工、柵工類、筋工類、土留工〔木製・鉄線枠等〕、歩道等）</p>
-----------	--

（３）総括表の工事区分で、治山工事と治山事業の造林工事が併存している工事を同一契約により行った場合は、それぞれの本工事を積算し、その額の比率により契約額を按分して治山事業の造林工事のみを記載してください。

（４）総括表の「発注区分」の「その他官公庁」欄には、国、市町のほか公社等を含みます。ただし、森林組合等は民間に含めてください。

（５）石川県内で施工した工事のみを記載してください。

【職員数等調書】 \* 審査基準日の前日（令和４年９月末日）現在

（１）「技術職員」とは、治山事業の造林工事において、現場代理人となり得る知識と実務経験（目安として概ね５年以上）を有する職員をいいます。

（２）「作業員」とは、現場作業に従事する者をいいます。

（３）「技術職員」と「作業員」は、重複することはできません。

（４）「林業関係の資格を有する技術職員」とは、①基幹林業作業士、②林業技能作業士、③林業作業士、④あすなろ林業士、⑤あすなろ塾修了者（H24～26修了者）、⑥林業普及指導員（旧林業改良指導員）、⑦林業技士、⑧技術士（林業部門）、⑨フォレストワーカー（林業作業士）、⑩フォレストリーダー（現場管理責任者）、⑪フォレストマネージャー（総括現場管理責任者）、⑫森林総合監理士、⑬路網作設オペレーター、⑭ドローン操縦技術者、⑮ICTハーベスタ操縦技術者等の資格を有する職員をいいます。

（５）「林業関係の有資格者の延べ人数」欄には、林業関係の資格の種類に応じ、延べ人数を記載してください。また、「２つ以上の有資格者を除いた実人数」欄には、１人の者が２つ以上の資格を有する場合に、１人としてカウントして記載してください。

（６）「林業関係有資格者の経歴」欄は、「２つ以上の有資格者を除いた実人数」欄に記載した人数に応じて、資格者の経歴を記載してください。なお、技術者区分の欄には有資格者が取得したすべての区分の技術者記号を記載してください。

【審査資料】

（１）営業年数について

① 審査基準日の前日（令和４年９月末日）における営業年数を記載してください。

② 営業年数の計算は１年単位で計算し、１年未満の端数は切り捨ててください。

③ 個人から法人組織に変更したときは、創業欄に個人営業開始年を記載してください。

- ④ 個人又は法人が営業を継承した場合、前営業の属した期間は通算してください。
- (2) 自己資本の額について
- ① 法人については、審査基準日の属する事業年度の直前決算又は総会議決に基づき記載してください。ただし、仮決算に基づくものは無効です。
- ② 個人において財務諸表を作成していない場合は、所得税申告決算書などに基づき記載してください。
- (3) 総資本対自己資本比率について  
自己資本の額を総資本の額で除して得た割合を記載してください。記入にあたっては百分率(%)で記入してください。(小数点以下第2位を四捨五入)
- (4) 流動比率について  
流動資産の額を流動負債の額で除して得た割合を記載してください。記入にあたっては百分率(%)で記入してください。(小数点以下第2位を四捨五入)
- (5) 総資本対経常利益率  
経常利益の額を総資本の額で除して得た割合を記載してください。記入にあたっては百分率(%)で記入してください。(小数点以下第2位を四捨五入)
- (6) 技術職員数について\*審査基準日の前日(令和4年9月末日)現在
- ① 治山事業の造林工事において現場代理人となり得る者の人数として、「林業関係の資格を有する技術職員」及び「資格は有しないが現場代理人となり得る技術職員」の合計である第3号様式上段「技術職員」欄の人数を記載してください。
- ② 「林業技術有資格者数」は、第3号様式「2つ以上の有資格者を除いた実人数」を記載してください。
- ③ 「(9) 作業員人数」と重複しないように記載してください。
- (7) 年間完成造林工事高について  
第2号様式(その1)より転記してください。
- (8) 林業認定事業体について  
審査基準日の前日(令和4年9月末日)において「林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項」の認定を受けている場合は、認定年月日を記載してください。
- (9) 林業用機械操作資格者数について
- ① 「高性能林業機械オペレータ」欄には、審査基準日の前日(令和4年9月末日)において、下記に掲げる高性能林業機械の操作資格を有する人数を記載してください。
- |   |
|---|
| フェラーバンチャ・スキッド・プロセッサー・ハーベスタ・フォワード・タワーヤーダ(スイングヤーダ)・グラップルソー等 |
|---|
- ② 「作業員」欄には、審査基準日の前日(令和4年9月末日)において現場に従事する作業員の総数を記載し、「機械器具講習者」欄には、刈払機又はチェーンソーの操作講習手帳を有する作業員数を記載してください。
- ③ 「(6) 技術職員数」と重複しないように記載してください。
- (10) 林業用機械器具の保有台数  
審査基準日の前日(令和4年9月末日)において(9)の①に記載されている機械のうち保有している台数を記載してください。

## 【参考資料】

### (1) 災害活動に関する事項

「県との災害協定等締結の状況」欄には、審査基準日の前日（令和4年9月末日）において、県と災害協定を締結している所属団体名（県と災害協定を締結している所属団体が複数ある場合はすべての団体名）を記載してください。該当がない場合は、空欄としてください。

### (2) 企業の技術力に関する事項

「ISO認証等の取り組み状況」欄には、審査基準日の前日（令和4年9月末日）において、ISO認証（ISO9001、ISO14001）及び森林認証（FSC等）の取り組みの状況について、取得している認証をすべて記載してください。該当がない場合は、空欄としてください。

### (3) 森林分野技術者教育支援制度CPD認定者数

「森林分野CPD認定技術者数」欄には、申請日時点において森林分野技術者教育支援制度に加入し、CPD認定（見込み）の技術者数を記載してください。該当がない場合は、空欄としてください。

### (4) 指名停止等の措置状況

令和3年度及び4年度（令和3年4月1日～申請日）における石川県による指名停止等の措置状況について該当がある場合は、その期間を記載してください。

該当がない場合は、空欄としてください。

### (5) 労働災害（重大事故）の発生状況

令和3年度及び4年度（令和3年4月1日～申請日）における休業4日以上の労働災害について、その発生日、内容について記載してください。

該当がない場合は、空欄としてください。

### (6) 国土緑化（森林の造成・育成に関する）活動及び森林ボランティア活動について

令和3年度及び4年度（令和3年4月1日～申請日）における行事（イベント）名、主催団体、活動年月日、参加人数、活動内容について記載してください。該当がない場合は、空欄としてください。

### (7) 土木部の建設工事等競争入札参加資格審査申請の状況

申請日時点において土木部の資格審査に申請している場合は「○」を記載してください。該当がない場合は、空欄としてください。

## 【役員名簿】

\* 土木部の建設工事等競争入札参加資格審査申請している場合は不要です。

(1) 法人の場合は、非常勤を含む役員（事業協同組合の場合は理事）並びに支配人及び営業所の代表者を記入してください。個人の場合は、その事業主並びに支配人及び営業所の代表者を記入してください。

(2) 年号欄には明治：M、大正：T、昭和：S、平成：Hのうち該当する記号を記載してください。性別欄には男性：M、女性：Fのうち該当する記号を記載してください。

(3) 住所欄には住民票記載の住所を記入してください。

(4) 申請日時点で記載してください。

(5) 収集した個人情報については、暴力団員等の有無の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

## 9 提出期間

令和5年2月1日(水)から令和5年2月28日(火)

※提出書類は、データ送信後、上記期間内に提出願います。

## 10 審査結果

審査結果の通知は、審査終了後、令和5年5月下旬(予定)に文書にて各業者の方に送付します。

## 11 提出先

(1) 県内に主たる営業所のある方は、その営業所の所在する区域を管轄する各農林総合事務所管理部へ持参してください。

事務所名	所在地	電話番号	所管区域
南加賀農林 総合事務所	〒923-0801 小松市園町ハ 108-1	(0761)23-1707	加賀市・小松市 能美市・能美郡
石川農林 総合事務所	〒924-0864 白山市馬場2丁目 113	(076)276-0528	野々市市 白山市
県央農林 総合事務所	〒920-8204 金沢市直江南2丁目 1	(076)239-1750	金沢市・河北郡 かほく市
中能登農林 総合事務所	〒926-0852 七尾市小島町二部 33	(0767)52-2583	羽咋郡・羽咋市 鹿島郡・七尾市
奥能登農林 総合事務所	〒929-2392 輪島市三井町洲衛 10部 11-1	(0768)26-2320	輪島市・珠洲市 鳳珠郡

(2) その他の方は下記へ持参してください。

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL(076)225-1641  
石川県農林水産部 森林管理課 管理グループ(石川県庁14F)